

## 中部運輸局自動車交通部

平成31年3月28日14時00分発表

連絡先  
中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官 岡田、大石  
TEL 052-952-8038  
中部運輸局岐阜運輸支局  
輸送・監査担当 河合、片岡  
TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

## 乗合バス事業者に文書警告処分

平成31年2月15日に岐阜運輸支局が東濃鉄道株式会社の土岐営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、下記のとおり、文書による警告処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

- 行政処分事業者及び営業所  
事業者名：東濃鉄道株式会社（取締役社長 安藤 龍介）  
住 所：岐阜県多治見市栄町1丁目38番地  
営 業 所：土岐営業所（岐阜県土岐市駄知町字仲平2173番地1号）
- 行政処分等の内容  
平成31年3月28日付け 中部運輸局長名での文書による警告処分
- 監査実施の端緒  
土岐営業所（平成31年2月15日監査）  
平成30年11月16日に岐阜県多治見市美坂町8丁目38付近の県道66号線を走行中、横断歩道を通しようとしたところ、歩行者と衝突し重傷を負わせる事故を惹起したことから、監査を実施した。
- 違反内容及び違反条項  
・主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況  
当該行政処分等により付された違反点数 0点  
当該事業者の累積違反点数 0点